

アセスメントサービス利用約款 変更点一覧

2018年4月1日改定

対象約款	条項	変更前	変更後	変更のポイント
アセスメントサービス利用基本約款	-	「質問冊子」「質問冊子等」と表記	「問題冊子・質問冊子」「問題冊子等」と表記	株式会社リクルートキャリアにおけるHRアセスメントソリューション事業の承継(以下「事業承継」)に伴い、解答を求める問題冊子を多く使用するため変更
第2条(アセスメントサービス) 2項		前項の本サービスとは、本ツールの開発、利用の許諾、顧客登録の手続、ID・パスワード(以下あわせて「ID等」という)の発行、質問冊子・回答シート(以下あわせて「質問冊子等」という)の貸与、インターネット回線を用いた利用環境の整備、採点処理、採点結果の報告、採点結果の保管、結果利用のアドバイス等のサービスの総称をいう。	前項の本サービスとは、本ツールの開発、利用の許諾、顧客登録の手続、ID・パスワード(以下あわせて「ID等」という)の発行、問題冊子・質問冊子・回答シート(以下あわせて「問題冊子等」という)の貸与、インターネット回線を用いた利用環境の整備、テストセンターの運営、採点処理、採点結果の報告、採点結果の保管、結果利用のアドバイス等のサービスの総称をいう。	事業承継に伴いテストセンターサービスを提供するため追加
第7条(顧客登録の削除)		乙が前条第4項に基づき顧客登録を削除する場合、または甲が顧客登録の削除を申し出る場合、甲は、未払いの利用料金を乙に支払わなければならない。甲が保管する質問冊子等がある場合、甲は、これを全て乙に返還しなければならない。	乙が前条第4項に基づき顧客登録を削除する場合、または甲が顧客登録の削除を申し出る場合、甲は、未払いの利用料金を乙に支払わなければならない。甲が保管する問題冊子等がある場合、甲は、これらをすべて乙に返還しなければならない。	表現の統一および修正
第8条(利用料金の請求および支払い) 1項		乙は、甲に対し、乙の定める本サービスの利用料金を、毎月末締めにて計算し、翌月に請求する。	乙は、甲に対し、乙が別途定める本サービスの利用料金を、毎月末締めにて計算し、翌月に請求する。	表現の統一および修正
第10条(禁止行為および甲の義務) 1項		甲は、乙が承諾した利用目的以外の目的で、本ツールを利用してはならない。なお、当該利用目的以外の本ツールの利用には、甲以外の法人(甲の親会社、子会社、関係会社等を含む)、および甲の従業員・採用応募者以外の個人(以下当該法人および個人をあわせて「第三者」という)に対する本ツールの実施の許諾が含まれる。	甲は、本サービスを、乙が予め承諾した利用目的(甲の採用選考、甲による受検者または回答者(以下あわせて「受検者等」という)の適性の評価および受検者等の自己理解の目的等を含み、以下「利用目的」という)にのみ使用するものとし、その他の目的で利用してはならない。なお、その他の目的とは、甲以外の法人(甲の親会社、子会社、関係会社等を含む)での本サービスの利用、および甲の従業員・採用応募者、その他利用目的のために必要な受検者等以外の個人(以下甲以外の法人および当該個人をあわせて「第三者」という)に対する本ツールの実施、商業目的での利用を含むが、これらに限られない。	利用目的および利用目的外の利用について具体的に例示すること等により、本条項の趣旨を明確化
第10条(禁止行為および甲の義務) 10項	-		甲は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。 (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること (3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること	第22条の削除に伴い、同条の表現を修正して追加
第10条(禁止行為および甲の義務) 11項	-		11. 甲は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。 (1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為 (5)その他前各号に準ずる行為	第22条の削除に伴い、同条の表現を修正して追加
第15条(個人情報の保護)		乙が本サービスの提供に際して甲の個人情報の取扱いの委託を受ける場合、...	乙は、本サービスの提供に際して甲より個人情報の取扱いの委託を受ける場合、...	表現の統一および修正
第16条(採点データの利用)		甲は、乙が、本ツールの採点後のデータ(以下「採点データ」という)をもとに、個人情報を集計し、あるいは甲および受検者または回答者等が識別、特定できないように加工したデータや統計情報を作成し、...	甲は、乙が、本ツールの採点後のデータ(以下「採点データ」という)をもとに、個人情報を集計し、または甲および受検者等が識別、特定できないように加工したデータや統計情報を作成し、...	第10条の修正に伴う表現の統一および修正
第20条(乙の損害賠償および免責) 2項(1)		甲、受検者または回答者が日本以外の国または地域において本サービスを利用した場合において、本サービスの一部または全部が、当該国または地域における法令、慣習等に抵触したことにより、甲、受検者または回答者その他の第三者に損害が生じた場合	甲または受検者等が日本以外の国または地域において本サービスを利用(採点結果の利用を含む)した場合において、本サービスの一部または全部が、当該国または地域における法令、慣習等に抵触したことにより、甲、受検者等またはその他の第三者に損害が生じた場合	第10条の修正に伴う表現の統一および修正 サービス利用の具体例を追加

	第20条(乙の損害賠償および免責)2項(3)	甲が、乙があらかじめ定めた方法以外の方法により…	甲が、乙が予め定めた方法以外の方法により…	表現の統一および修正
	第21条(採点データの保管、廃棄、削除、消去)	乙は、本ツールの採点データを、報告日の属する年度の翌年度の末日まで、実施後の報告と同内容の報告ができる状態で保管する。なお、年度については、別途内規によりサービス毎に定義する。	乙は、本ツールの採点データを、報告日の属する年度の翌年度の末日まで、実施後の報告と同内容の報告ができる状態で保管する。なお、年度については、別途内規(https://www.recruit-ms.co.jp/information/privacy/backup.html)によりサービス毎に定義する。	年度単位に関する内規を開示するURLを追加
	第22条(反社会的勢力の排除)	甲は、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう)に該当しないこと、また暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等違法行為を行わないことを、将来にわたっても表明する。かかる表明に違反した場合には、乙と交わした全契約の解除を異議なく受け入れる。	(削除)	第10条10項および11項に移動したため削除
	第23条以降の条文番号	-	(1条ずつ繰り上げて表記)	第22条の削除に伴い変更
ペーパーテストングサービス利用約款	-	「質問冊子」「質問冊子等」と表記	「問題冊子・質問冊子」「問題冊子等」と表記	事業承継に伴い、解答を求める問題冊子を多く使用するため変更
	(約款名)	ペーパーテストングサービス利用約款	ペーパーテストングサービス利用個別約款	個別約款であることを明確化
	第1条(趣旨)	ペーパーテストングサービス利用約款は、…	ペーパーテストングサービス利用個別約款は、…	約款名の変更に伴い変更
	第2条(ペーパーテストングサービス)	ペーパーテストングサービスとは、乙が、甲の申請に基づき、乙が開発したアセスメントツール(以下「本ツール」という)の質問冊子・回答シート(以下あわせて「質問冊子等」という)を甲に貸与し、甲が受検者または回答者(以下あわせて「受検者等」という)に実施した本ツールの採点処理を乙に依頼し、乙がその採点結果を甲に報告するサービスの総称をいう。	ペーパーテストングサービスとは、乙が、甲の申請に基づき、乙が開発したアセスメントツール(以下「本ツール」という)の問題冊子・質問冊子・回答シート(以下あわせて「問題冊子等」という)を甲に貸与し、甲が指定する本ツールの受検者または回答者(以下あわせて「受検者等」という)に実施した本ツールの採点処理を乙に依頼し、乙が受検者等の採点結果を甲に報告するサービスの総称をいう。	表現の統一および修正
(インハウスC BTサービス利用個別約款)	-	(インハウスC BTサービス利用個別約款の新設)	事業承継に伴いインハウスC BTサービスを提供するため追加	
WEBアセスメントサービス利用約款	-	「WEBアセスメントサービス」と表記	「WEBテストングサービス」と表記	事業承継に伴い、テストを主とした表記に変更
	-	「ID・パスワード」「ID等」と表記	「企業別受検ID・パスワード等」「企業別受検ID等」と表記	事業承継に伴い、テストを主とした表記に変更
	(約款名)	WEBアセスメントサービス利用約款	WEBテストングサービス利用個別約款	個別約款であることを明確化
	第1条(趣旨)	WEBアセスメントサービス利用約款は、…	WEBテストングサービス利用個別約款は、…	約款名の変更に伴い変更
	第2条(WEBアセスメントサービス)	WEBアセスメントサービスとは、乙が、乙が開発した適性検査・サーベイ等(以下「本ツール」という)をインターネット回線を用いて実施できる環境を整備し、甲の受検者・回答者(以下「受検者等」という)が当該環境に接続可能なコンピュータ等を使用して本ツールを受検・回答(以下「受検等」という)し、乙がその採点結果を甲に報告するサービスの総称をいう。	WEBテストングサービスとは、乙が、乙が開発した適性検査・サーベイ等(以下「本ツール」という)をインターネット回線を用いて実施できる環境を整備し、甲が指定する本ツールの甲の受検者または回答者(以下あわせて「受検者等」という)が当該環境に接続可能なコンピュータ等を使用して本ツールを受検・回答(以下「受検等」という)し、乙が受検者等の採点結果を甲に報告するサービスの総称をいう。	表現の統一および修正
	第3条(本ツールの実施)1項	甲は、受検者等向け利用規約に同意した受検者等に対し、本ツールを実施することができる。	甲は、本ツールに関する受検者等向け利用規約に同意した受検者等に対し、本ツールを実施することができる。	表現の統一および修正
	第3条(本ツールの実施)2項	甲は、受検者等に対し、乙が提供する本ツールを受検等するよう指示する。	甲は、受検者等に対し、乙が定める所定の手続に従って乙が提供する本ツールを受検等するよう指示する。なお、甲は、乙が指定する手続きに則りシステム連携等必要な対応を行った上で、甲のホームページ等から受検者等が本ツールを受検等することができる仕組みを利用することもできる。	事業承継に伴い、テストの受検方式に関する文言を追加
	第3条(本ツールの実施)3項	受検者等は、乙が所定の手続によって発番するID・パスワード(以下あわせて「ID等」という)を使用し、本ツールを受検等する。	受検者等は、前項の甲の指示により、甲および乙が所定の手続によって発番する企業別受検ID・パスワード等(以下あわせて「企業別受検ID等」という)を使用して、本ツールを受検等する。	表現の統一および修正
第3条(本ツールの実施)4項	-	甲は、受検者等が自己の責任で本ツールを受検等することから、すべての受検者等が甲の指定する受検期間に本ツールの受検等を完了することについて、乙が何ら保証するものではないことを予め承諾するものとする。	乙の免責について追加	
(テストセンターサービス利用個別約款)	-	(テストセンターサービス利用個別約款の新設)	事業承継に伴いテストセンターサービスを提供するため追加	